

植林を目的とする農地転用許可の取扱いについて

平成29年10月2日

さくら市農業委員会

植林を目的とする農地転用許可申請において、転用対象となる土地に隣接する農地がある場合については、次の1から3を満たした上で、許可するものとする。

- 1 隣接する農地の日照・通風・耕作等に特に影響を及ぼすおそれがあるため、植栽の計画にあたっては、隣接農地の境界から一定距離を置いていること。一定距離の判断にあたっては、樹種、土地の形状等を総合的に勘案し、隣接農地の営農条件に支障が生じないように配慮されているか農業委員会において個別に判断するものとする。
- 2 隣接農地の所有者及び耕作者に同意を得ていること（同意書が添付されていること）。
- 3 やむを得ず同意が取れない場合においては、申請者の相隣関係について自己責任で解決する旨の理由書等が添付されていること。